



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 12 月 20 日 (月曜日) 号外 第 67 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例

| | | |
|---|---|---|
| ○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例…………… (財政課) 2 | 頁 | る基準を定める条例の一部を改正する条例…… (道路建設課) 12 |
| ○宮崎県税条例等の一部を改正する条例…………… (税務課) 9 | | ○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例…………… (病院局) 14 |
| ○移動等円滑化のために必要な県道の構造に関す る基準を定める条例…………… (") 22 | | ○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例…………… (警察本部) 14 |
| | | ○宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の 促進に係る信号機等に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例…………… (") 22 |

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第40号)

- 改正の理由及び主な内容
長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、手数料の改正等を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例等の一部を改正する条例 (条例第41号)

- 改正の理由及び主な内容
地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第42号)

- 改正の理由及び主な内容
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、自転車歩行者専用道路に関する規定を追加する等、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第43号)

- 改正の理由及び主な内容
県立宮崎病院に新たに特別室を設置することとしたため、県立病院の病室使用料の上限額を改める等、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和 4 年 1 月 11 日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第44号)

- 改正の理由及び主な内容
鉄砲刀剣類所持等取締法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和 4 年 3 月 15 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第45号)

1 改正の理由及び主な内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第40号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | | | 改正後 | | | | | | | |
|--|--|--|-------------------|------------------|---------------------|--|--|--|----|------------------|---------|-----|-----|
| (手数料) | | | | | | (手数料) | | | | | | | |
| 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 | | | | | | 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 | | | | | | | |
| (1)～(452)の2 [略] | | | | | | (1)～(452)の2 [略] | | | | | | | |
| (452)の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項、 <u>第2項又は第3項</u> の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | | | | | | (452)の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | | | | | | | |
| (452)の4 [略] | | | | | | (452)の4 [略] | | | | | | | |
| (452)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 <u>長期優良住宅建築等計画の譲受人決定に係る変更認定申請手数料</u> | | | | | | (452)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項 <u>又は第3項</u> の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 長期優良住宅建築等計画の譲受人決定等に係る <u>変更認定申請手数料</u> | | | | | | | |
| (452)の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく <u>認定計画実施者の地位の承継の承認の申請に対する審査</u> 長期優良住宅建築等認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料 | | | | | | (452)の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査</u> 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料 | | | | | | | |
| (452)の7～(453) [略] | | | | | | (452)の7～(453) [略] | | | | | | | |
| 2～5 [略] | | | | | | 2～5 [略] | | | | | | | |
| 別表第2（第3条関係） | | | | | | 別表第2（第3条関係） | | | | | | | |
| 手数料 | 区 分 | | | 単 位 | 金 額 | 備 考 | 手数料 | 区 分 | | | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
| [略] | [略] | | | | | | [略] | [略] | | | | | |
| 452の3 長期 優良住 宅建築 等計画 認定申 請手数 料 | 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律（平成 11年法律 第81号） 第5条第 1項に規 定する登 録住宅性 能評価機 関（以下 | 住宅を 新築し ようと する場 合にお ける認 定申請 に係る | 1戸 | 建築物 1棟に つき | 7,000円 | [略] | 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律（平成 11年法律 第81号） 第6条の 2第3項 に規定す る確認書 （以下こ の項及び | 住宅を 新築し ようと する場 合にお ける認 定申請 に係る | 1戸 | 建築物 1棟に つき | 13,000円 | [略] | |
| | | 住宅が その全 部又は 一部を なす建 | 1戸を 超え5 戸以下 | 同 | 13,000円 | | | 1戸を 超え5 戸以下 | 同 | 23,000円 | | | |
| | 住宅が その全 部又は 一部を なす建 | 5戸を 超え10 戸以下 | 同 | 23,000円 | 5戸を 超え10 戸以下 | | 同 | 36,000円 | | | | | |
| | 住宅が その全 部又は 一部を なす建 | 10戸を 超え25 戸以下 | 同 | 34,000円 | 10戸を 超え25 戸以下 | | 同 | 60,000円 | | | | | |
| | 住宅が その全 部又は 一部を なす建 | 25戸を | 同 | 63,000円 | 25戸を | | 同 | 95,000円 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------|-----------|----------|--|--------------------------------|---|-----------|----------|----------|---------|
| 「登録住宅性能評価機関」という。により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下「事前審査適合計画」という。)であることを証明する書類の提出がある場合 | 建築物の住宅の戸数 | 超過50戸以下 | | | | 452の4の項において「確認書」という。)又はその写しの提出がある場合 | 建築物の住宅の戸数 | 超過50戸以下 | | | | |
| | | 50戸を超え100戸以下 | 同 | | 108,000円 | | | 50戸を超え100戸以下 | 同 | | 145,000円 | |
| | | 100戸を超え200戸以下 | 同 | | 178,000円 | | | 100戸を超え200戸以下 | 同 | | 245,000円 | |
| | | 200戸を超え300戸以下 | 同 | | 219,000円 | | | 200戸を超え300戸以下 | 同 | | 310,000円 | |
| | | 300戸を超 | 同 | | 234,000円 | | | 300戸を超 | 同 | | 352,000円 | |
| | 住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 住宅を1戸増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 1戸 | 同 | | | 9,000円 | 住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 1戸 | 同 | | 19,000円 |
| | | 住宅を1戸増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 1戸を超え5戸以下 | 同 | | | 18,000円 | 住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 1戸を超え5戸以下 | 同 | | 33,000円 |
| | | 住宅を5戸を超え10戸以下 | 同 | | 32,000円 | | 住宅を5戸を超え10戸以下 | 同 | | 53,000円 | | |
| | | 住宅を10戸を超え25戸以下 | 同 | | 46,000円 | | 住宅を10戸を超え25戸以下 | 同 | | 88,000円 | | |
| | | 住宅を25戸を超え50戸以下 | 同 | | 86,000円 | | 住宅を25戸を超え50戸以下 | 同 | | 141,000円 | | |
| | | 住宅を50戸を超え100戸以下 | 同 | | 147,000円 | | 住宅を50戸を超え100戸以下 | 同 | | 215,000円 | | |
| | | 住宅を100戸を超え200戸以下 | 同 | | 243,000円 | | 住宅を100戸を超え200戸以下 | 同 | | 364,000円 | | |
| | | 住宅を200戸を超え300戸以下 | 同 | | 298,000円 | | 住宅を200戸を超え300戸以下 | 同 | | 461,000円 | | |
| 住宅を300戸を超 | 同 | | 318,000円 | 住宅を300戸を超 | 同 | | 523,000円 | | | | | |
| 登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書の提出がある場合 | 認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 1戸 | 同 | | 15,000円 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により確認の結果を記載した住宅性 | 認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 1戸 | 同 | | 13,000円 | |
| | | 1戸を超え5戸以下 | 同 | | 47,000円 | | | 1戸を超え5戸以下 | 同 | | 23,000円 | |
| | | 5戸を超え10戸以下 | 同 | | 76,000円 | | | 5戸を超え10戸以下 | 同 | | 36,000円 | |
| | | 10戸を超え25戸以下 | 同 | | 145,000円 | | | 10戸を超え25戸以下 | 同 | | 60,000円 | |
| | | 25戸を超 | 同 | | 247,000円 | | | 25戸を超 | 同 | | 95,000円 | |

| | | | | |
|--|---|---------------|---------|------------|
| 変更がある場合（変更後の長期優良住宅建築等計画が事前審査適合計画である場合を除く。）の加算額 | その全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 戸以下 | | |
| | | 25戸を超え50戸以下 | 同 | 578,000円 |
| | | 50戸を超え100戸以下 | 同 | 1,016,000円 |
| | | 100戸を超え200戸以下 | 同 | 1,906,000円 |
| | | 200戸を超え300戸以下 | 同 | 2,770,000円 |
| | | 300戸を超 | 同 | 3,426,000円 |
| | 住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 1戸 | 同 | 53,000円 |
| | | 1戸を超え5戸以下 | 同 | 135,000円 |
| | | 5戸を超え10戸以下 | 同 | 215,000円 |
| | | 10戸を超え25戸以下 | 同 | 443,000円 |
| | | 25戸を超え50戸以下 | 同 | 811,000円 |
| | | 50戸を超え100戸以下 | 同 | 1,425,000円 |
| | | 100戸を超え200戸以下 | 同 | 2,673,000円 |
| | | 200戸を超え300戸以下 | 同 | 3,885,000円 |
| 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号 | 住宅を新築しようとする場合における認定申請に係る住宅が | [略] | | |
| | 1戸を超え5戸以下 | 同 | 11,000円 | |
| 変更がある場合（確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの出がある場合を除く。）の加算額 | その全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 戸以下 | | |
| | | 25戸を超え50戸以下 | 同 | 535,000円 |
| | | 50戸を超え100戸以下 | 同 | 939,000円 |
| | | 100戸を超え200戸以下 | 同 | 1,761,000円 |
| | | 200戸を超え300戸以下 | 同 | 2,559,000円 |
| | | 300戸を超 | 同 | 3,166,000円 |
| | 住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 1戸 | 同 | 52,000円 |
| | | 1戸を超え5戸以下 | 同 | 133,000円 |
| | | 5戸を超え10戸以下 | 同 | 211,000円 |
| | | 10戸を超え25戸以下 | 同 | 434,000円 |
| | | 25戸を超え50戸以下 | 同 | 795,000円 |
| | | 50戸を超え100戸以下 | 同 | 1,396,000円 |
| | | 100戸を超え200戸以下 | 同 | 2,618,000円 |
| | | 200戸を超え300戸以下 | 同 | 3,805,000円 |
| 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第5号又は第6号 | 住宅を新築しようとする場合における認定申請に係る住宅が | [略] | | |
| | 1戸を超え5戸以下 | 同 | 10,000円 | |
| | 5戸を超え10戸以下 | 同 | 14,000円 | |
| | 10戸を超え25戸 | 同 | 29,000円 | |

| | | | | | | |
|---|---|---------------|----------|----------|--|--|
| に掲げる基準に係る変更がある場合 (変更後の長期優良住宅建築等計画が事前審査適合計画である場合を除く。)の加算額 | その全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 戸以下 | | | | |
| | | 25戸を超え50戸以下 | 同 | 44,000円 | | |
| | | 50戸を超え100戸以下 | 同 | 55,000円 | | |
| | | 100戸を超え200戸以下 | 同 | 99,000円 | | |
| | | 200戸を超え300戸以下 | 同 | 131,000円 | | |
| | 300戸を超 | 同 | 164,000円 | | | |
| | 住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | [略] | | | | |
| | | 1戸を超え5戸以下 | 同 | 15,000円 | | |
| | | [略] | | | | |
| | | 10戸を超え25戸以下 | 同 | 45,000円 | | |
| 25戸を超え50戸以下 | | 同 | 60,000円 | | | |
| 50戸を超え100戸以下 | 同 | 75,000円 | | | | |
| 100戸を超え200戸以下 | 同 | 134,000円 | | | | |
| 200戸を超え300戸以下 | 同 | 179,000円 | | | | |
| 300戸を超 | 同 | 224,000円 | | | | |
| 452の5 長期優良住宅建築等計画の譲受人決定に係る変更認定申請手数料 | | 1件につき | 7,000円 | | | |
| に掲げる基準に係る変更がある場合の加算額 | その全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | 戸以下 | | | | |
| | | 25戸を超え50戸以下 | 同 | 39,000円 | | |
| | | 50戸を超え100戸以下 | 同 | 48,000円 | | |
| | | 100戸を超え200戸以下 | 同 | 87,000円 | | |
| | | 200戸を超え300戸以下 | 同 | 116,000円 | | |
| | 300戸を超 | 同 | 145,000円 | | | |
| | 住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 | [略] | | | | |
| | | 1戸を超え5戸以下 | 同 | 14,000円 | | |
| | | [略] | | | | |
| | | 10戸を超え25戸以下 | 同 | 43,000円 | | |
| 25戸を超え50戸以下 | | 同 | 57,000円 | | | |
| 50戸を超え100戸以下 | 同 | 72,000円 | | | | |
| 100戸を超え200戸以下 | 同 | 129,000円 | | | | |
| 200戸を超え300戸以下 | 同 | 172,000円 | | | | |
| 300戸を超 | 同 | 215,000円 | | | | |
| 452の5 長期優良住宅建築等計画の譲受人決定に係る変更認定申請手数料 | | 1件につき | 6,000円 | | | |

| | | | | | | |
|--|-----------|--------|-----|---|-----------|--------|
| 452の6 長期 優良住 宅建築 等認定 計画実 施者の 地位の 承継承 認申請 手数料 | 1件に つき | 7,000円 | 料 | 452の6 長期 優良住 宅建築 等計画 の認定 を受け た者の 地位の 承継承 認申請 手数料 | 1件に つき | 6,000円 |
| [略] | | | [略] | | | |

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

宮崎県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第41号

宮崎県税条例等の一部を改正する条例

(宮崎県税条例の一部改正)

第1条 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 法第52条第2項第3号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「<u>資本金等の額が</u>」とあるのは、「<u>法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が</u>」とする。</p> <p>(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予の取消し)</p> <p>第31条の9 知事は、法第55条の2第1項又は法第55条の4第1項の規定により県民税について徴収の猶予を受けた法人が法第55条の2第4項各号又は法第55条の4第4項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る県民税を徴収する。</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 電気供給業(小売電気事業等(法第72条の2第1項第3号に規定するものをいう。次項において同じ。))及び発電事業等(同号に規定するものをいう。次項において同じ。))を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事</p> | <p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予の取消し)</p> <p>第31条の9 知事は、法第55条の2第1項の規定により県民税について徴収の猶予を受けた法人が法第55条の2第4項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る県民税を徴収する。</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 電気供給業(小売電気事業等(法第72条の2第1項第3号に規定するものをいう。次項において同じ。))、<u>発電事業等(同号に規定するものをいう。次項において同じ。))及び特定卸供給事業(同号に規定するものをいう。次項において同じ。))</u>を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供</u></p> |

業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)・(2) 〔略〕

4 〔略〕

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の取消し)

第32条の3の2 知事は、法第72条の39の2第1項又は法第72条の39の4第1項の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が法第72条の39の2第4項各号又は法第72条の39の4第4項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る事業税を徴収する。

(ゴルフ場利用税の帳簿書類等の保存義務)

第51条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前項に規定する電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの保存については、法第7章(第752条及び第755条を除く。)

)の規定の例による。

附 則

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

第6条 昭和51年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

2 法人のうち次に掲げるものであって、法人税割の課税標準となる法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(1)・(2) 〔略〕

3 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である旨又は資本若しくは出資を有しないものである旨の判定は、法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする。

4 2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の第2項の法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下である旨の判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。

5 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額又は当該個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。)、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下である旨の判定は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6箇月を経過した日の前日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。

給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)・(2) 〔略〕

4 〔略〕

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の取消し)

第32条の3の2 知事は、法第72条の39の2第1項の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が法第72条の39の2第4項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る事業税を徴収する。

(ゴルフ場利用税の帳簿書類等の保存義務)

第51条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前項に規定する電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの保存については、法第7章(第755条を除く。)

)の規定の例による。

附 則

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

第6条 昭和51年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

2 法人のうち次に掲げるものであって、法人税割の課税標準となる法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(1)・(2) 〔略〕

3 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である旨又は資本若しくは出資を有しないものである旨の判定は、法第52条第2項第1号及び第2号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする。

4 2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の第2項の法人税額が年1,000万円以下である旨の判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の法人税額によるものとする。

5 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。)、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下である旨の判定は、当該事業年度開始の日から6箇月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額によるものとする。

| <p>6 [略] (法人の事業税の税率の特例) 第7条 [略] 2 平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に係る法人の事業税についての第32条及び前項の規定の適用については、第32条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、「同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。</p> | <p>6 [略] (法人の事業税の税率の特例) 第7条 [略]</p> | | | | | | | | |
|--|---|-----|--|---|---|-----|-----|---|---|
| <p>(宮崎県産業廃棄物税条例の一部改正)</p> | | | | | | | | | |
| <p>第2条 宮崎県産業廃棄物税条例(平成16年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。</p> | | | | | | | | | |
| <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="151 978 810 1003">改正前</th> <th data-bbox="815 978 1476 1003">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="151 1010 810 1178"> <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章(第752条を除く。)の規定の例による。</p> </td> <td data-bbox="815 1010 1476 1178"> <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章の規定の例による。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 改正前 | 改正後 | <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章(第752条を除く。)の規定の例による。</p> | <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章の規定の例による。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 978 1476 1003">改正前</th> <th data-bbox="815 1003 1476 1028">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1010 1476 1178"> <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章の規定の例による。</p> </td> <td data-bbox="815 1010 1476 1178"> <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章の規定の例による。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 改正前 | 改正後 | <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章の規定の例による。</p> | <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章の規定の例による。</p> |
| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | |
| <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章(第752条を除く。)の規定の例による。</p> | <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章の規定の例による。</p> | | | | | | | | |
| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | |
| <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章の規定の例による。</p> | <p>(帳簿の保存等) 第18条 [略] 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第7章の規定の例による。</p> | | | | | | | | |
| <p>(宮崎県森林環境税条例の一部改正)</p> | | | | | | | | | |
| <p>第3条 宮崎県森林環境税条例(平成18年宮崎県条例第13号)の一部を次のように改正する。</p> | | | | | | | | | |
| <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="151 1299 810 1323">改正前</th> <th data-bbox="815 1299 1476 1323">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="151 1330 810 1675"> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項から第4項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> </td> <td data-bbox="815 1330 1476 1675"> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 改正前 | 改正後 | <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項から第4項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> | <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 1299 1476 1323">改正前</th> <th data-bbox="815 1323 1476 1348">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1330 1476 1675"> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> </td> <td data-bbox="815 1330 1476 1675"> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 改正前 | 改正後 | <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> | <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> |
| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | |
| <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項から第4項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> | <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> | | | | | | | | |
| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | |
| <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> | <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> | | | | | | | | |
| <p>附 則</p> | | | | | | | | | |
| <p>(施行期日)</p> | | | | | | | | | |
| <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> | | | | | | | | | |
| <p>(1) 第1条中宮崎県税条例附則第7条第2項を削る改正規定 公布の日</p> | | | | | | | | | |
| <p>(2) 第1条中宮崎県税条例第51条第4項の改正規定及び第2条の規定 令和4年1月1日</p> | | | | | | | | | |
| <p>(県民税に関する経過措置)</p> | | | | | | | | | |
| <p>2 第1条の規定による改正後の宮崎県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。)第3条の規定(所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。</p> | | | | | | | | | |

- 3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。以下同じ。）分の法人の県民税については、第1条の規定による改正前の宮崎県税条例（以下「改正前の条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。
- 4 第3条の規定による改正後の宮崎県森林環境税条例第4条の規定は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 5 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、第3条の規定による改正前の宮崎県森林環境税条例第4条の規定は、なおその効力を有する。
（事業税に関する経過措置）
- 6 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。
- 7 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、改正前の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第42号

移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例（平成24年宮崎県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 目次 | 目次 |
| 第1章 [略] | 第1章 [略] |
| 第2章 歩道等（第3条—第11条） | 第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路の構造</u> （第3条—第11条） |
| 第3章 立体横断施設（第12条—第17条） | 第3章 <u>立体横断施設の構造</u> （第12条—第17条） |
| 第4章 乗合自動車停留所（第18条・第19条） | 第4章 <u>乗合自動車停留所の構造</u> （第18条・第19条） |
| 第5章 自動車駐車場（第20条—第30条） | 第5章 <u>自動車駐車場の構造</u> （第20条—第30条） |
| 第6章 [略] | 第6章 [略] |
| 附則 | 附則 |
| （用語の定義） | （用語の定義） |
| 第2条 この条例において使用する用語は、法及び <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。 | 第2条 この条例において使用する用語は、法及び <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した業務の提供の方法に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。 |
| 第2章 歩道等 （歩道） | 第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路の構造</u> （歩道） |
| 第3条 県道（自転車歩行者道を設ける県道を除く。）には、歩道を設けるものとする。 （有効幅員） | 第3条 県道（自転車歩行者道を設けるもの及び自転車歩行者専用道路であるものを除く。）には、歩道を設けるものとする。 （有効幅員） |
| 第4条 [略] | 第4条 [略] |
| 2 [略] | 2 [略] |
| 3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。 （舗装） | 3 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、県道の構造の技術的基準を定める条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u> 4 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u> （舗装） |
| 第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、県道の構造、気象状況その | 第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、 |

他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設

(エレベーター)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号に規定する基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号に規定する基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号に規定する基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) [略]
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場

県道の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等又は自転車歩行者専用道路の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)又は自転車歩行者専用道路の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設の構造

(エレベーター)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号に規定する基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号に規定する基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号に規定する基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) [略]
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合におい

| | |
|---|---|
| <p>合においては、この限りでない。 (傾斜路) 第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(10) [略] 第4章 乗合自動車停留所 第5章 自動車駐車場 (視覚障害者誘導用ブロック) 第32条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p> <p>2・3 [略] (休憩施設) 第33条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 (照明施設) 第34条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> | <p>ては、この限りでない。 (傾斜路) 第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(10) [略] 第4章 乗合自動車停留所の構造 第5章 自動車駐車場の構造 (視覚障害者誘導用ブロック) 第32条 歩道等、自転車歩行者専用道路、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p> <p>2・3 [略] (休憩施設) 第33条 歩道等又は自転車歩行者専用道路には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 (照明施設) 第34条 歩道等、自転車歩行者専用道路及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> |
|---|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第43号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|-------------------------------------|-----|---------|-------|-------------------------------------|-----|--|--|--|-------|-----|-----|---------|-------|-------------------------------------|-----|--|--|
| <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">料 金 等</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 病室使用料</td> <td style="text-align: center;">1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>13,200円</u>を超えない範囲内において管理者が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | 料 金 等 | 単 位 | 金 額 | 1 病室使用料 | 1日につき | <u>13,200円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額 | [略] | | | <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">料 金 等</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 病室使用料</td> <td style="text-align: center;">1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>17,800円</u>を超えない範囲内において管理者が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> | 料 金 等 | 単 位 | 金 額 | 1 病室使用料 | 1日につき | <u>17,800円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額 | [略] | | |
| 料 金 等 | 単 位 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 病室使用料 | 1日につき | <u>13,200円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料 金 等 | 単 位 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 病室使用料 | 1日につき | <u>17,800円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、令和4年1月11日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第44号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数を納めなければならない。</p> <p>(1)～(35)の2 [略]</p> <p>(36) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 <u>銃砲又は刀剣類所持許可申請手数料</u></p> <p>(36)の2・(37) [略]</p> <p>(38)・(38)の2 [略]</p> <p>(39) 銃刀法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 <u>国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類所持許可申請手数料</u></p> <p>(40) 銃刀法第7条第2項の規定に基づく銃砲又は刀剣類所持許可証の書換え <u>銃砲又は刀剣類所持許可証書換え手数料</u></p> <p>(41) 銃刀法第7条第2項の規定に基づく銃砲又は刀剣類所持許可証の再交付 <u>銃砲又は刀剣類所持許可証再交付手数料</u></p> <p>(42) 銃刀法第7条の3第2項の規定に基づく銃刀法第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査 <u>獵銃又は空気銃所持許可更新申請手数料</u></p> <p>(43) [略]</p> <p>(44) 銃刀法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 <u>射撃練習資格認定申請手数料</u></p> <p>(44)の2～(44)の5 [略]</p> <p>(45) [略]</p> <p>(46) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第17条第1項の規定に基づく銃刀法に規定するけん銃等又は獵銃にも<u>っ</u>ばら使用される火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査 <u>獵銃用火薬類譲渡許可申請手数料</u></p> <p>(47) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第17条第1項の規定に基づく銃刀法に規定するけん銃等又は獵銃にも<u>っ</u>ばら使用される火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査 <u>獵銃用火薬類譲受許可申請手数料</u></p> <p>(48) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第24条第1項の規定に基づく銃刀法に規定するけん銃等又は獵銃にも<u>っ</u>ばら使用される火薬類の輸入の許可の申請に対する審査 <u>獵銃用火薬類輸入許可申請手数料</u></p> <p>(49)～(74) [略]</p> | <p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数を納めなければならない。</p> <p>(1)～(35)の2 [略]</p> <p>(36) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 <u>銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料</u></p> <p>(36)の2・(37) [略]</p> <p><u>(37)の2 銃刀法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習 クロスボウの取扱いに関する講習手数料</u></p> <p>(38)・(38)の2 [略]</p> <p>(39) 銃刀法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 <u>国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料</u></p> <p>(40) 銃刀法第7条第2項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類所持許可証の書換え <u>銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料</u></p> <p>(41) 銃刀法第7条第2項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類所持許可証の再交付 <u>銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料</u></p> <p>(42) 銃刀法第7条の3第2項の規定に基づく銃刀法第4条第1項第1号の規定による獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査 <u>獵銃若しくは空気銃又はクロスボウ所持許可更新申請手数料</u></p> <p>(43) [略]</p> <p>(44) 銃刀法第9条の10第2項の規定に基づく獵銃、空気銃又は<u>空気拳銃</u>の射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 <u>獵銃、空気銃又は空気拳銃射撃練習資格認定申請手数料</u></p> <p>(44)の2～(44)の5 [略]</p> <p><u>(44)の6 銃刀法第9条の16第1項の規定に基づくクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料</u></p> <p>(45) [略]</p> <p>(46) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第17条第1項の規定に基づく銃刀法に規定する拳銃等又は獵銃に<u>専ら</u>使用される火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査 <u>獵銃用火薬類譲渡許可申請手数料</u></p> <p>(47) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第17条第1項の規定に基づく銃刀法に規定する拳銃等又は獵銃に<u>専ら</u>使用される火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査 <u>獵銃用火薬類譲受許可申請手数料</u></p> <p>(48) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第24条第1項の規定に基づく銃刀法に規定する拳銃等又は獵銃に<u>専ら</u>使用される火薬類の輸入の許可の申請に対する審査 <u>獵銃用火薬類輸入許可申請手数料</u></p> <p>(49)～(74) [略]</p> |

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

- (1) 銃砲又は刀剣類所持許可証書換え手数料 書換えの時
- (2) 銃砲又は刀剣類所持許可証再交付手数料 再交付の時
- (3)～(12) [略]

3～5 [略]

別表第 2（第 3 条関係）

| 手数料 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|---|---|-----|-----|---|
| [略] | | | | |
| 36 <u>銃砲</u> <u>又は刀</u> <u>剣類所</u> <u>持許可</u> <u>申請手</u> <u>数料</u> | 銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者で同号の規定に基づく許可の申請を行うもの | [略] | | 銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく許可の申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る手数料の額は、4,300円とする。 |

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

- (1) 銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料 書換えの時
- (2) 銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料 再交付の時
- (3)～(12) [略]

3～5 [略]

別表第 2（第 3 条関係）

| 手数料 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|--|---|-----|--------|---|
| [略] | | | | |
| 36 <u>銃砲</u> <u>等又は</u> <u>刀剣類</u> <u>所持許</u> <u>可申請</u> <u>手数料</u> | 銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者で同号の規定に基づく銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る手数料の額は、4,300円とする。 | [略] | | 銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る手数料の額は、4,300円とする。 |
| | <u>銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者で同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行うもの</u> | 同 | 6,800円 | 銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロ |

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|-----------|-----|---------------------------|--|--------|--|--|----------------------------------|
| | | | | | | | | | スボウの所持の許可の申請に係る手数料の額は、4,300円とする。 |
| | [略] | | | | | | | | [略] |
| | [略] | | | | | | | | [略] |
| 37 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料 | 銃刀法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃を所持している者又は銃刀法第5条の2第3項第2号に掲げる者 | 1人に つき | [略] | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | [略] |
| 37 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料 | 現に銃刀法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び銃刀法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者 | 1件に つき | [略] | | | | | | |
| 37の2 クロスボウの取扱いに関する講習手数料 | 現に銃刀法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者 | 1件に つき | | | | 3,000円 | | | |
| | その他の者 | 同 | | | | 6,900円 | | | |
| | [略] | | | | | | | | [略] |
| 39 国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類所持許可申請手数料 | [略] | | | | | | | | |
| 40 銃砲又は刀剣類所持許可証書換え手数料 | [略] | | | | | | | | |
| 41 銃砲又は刀剣類所持許可証再交付手数料 | [略] | | | | | | | | |
| 42 猟銃又は空気銃所持許可更新申 | 新たな許可証の交付を伴う場合 | [略] | | 銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申 | | | | | |
| 42 猟銃若しくは空気銃又はクロス | 新たな許可証の交付を伴う銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請の場合 | [略] | | | | | | | 銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃 |

| | | | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|----------|---------------|--|
| <p>請手数料</p> | | | <p>請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額及び銃刀法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく許可の更新の申請を行う者が同時に銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該銃刀法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額は、4,800円とする。</p> | <p>ボウ所持許可更新申請手数料</p> | | | <p>の所持許可の更新の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持許可の更新の申請に係る手数料の額及び銃刀法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持許可の更新の申請を行う者が同時に銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持許可の更新の申請に係る手数料の額は、4,800円とする。</p> |
| | | | | <p>新たな許可証の交付を伴う銃刀法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づくクロスボウ所持の許可の更新の申請の</p> | <p>同</p> | <p>7,200円</p> | <p>銃刀法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づくクロ</p> |

| | | | | | | | | |
|--|------------------|-----|--------------------------------|--|--|-----|--------------------------------|--|
| | | | | | 場合 | | | スボウの所持の許可の更新の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料の額及び銃刀法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う者が同時に銃刀法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該銃刀法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料の額は、4,800円とする。 |
| | 新たな許可証の交付を伴わない場合 | [略] | 銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う者 | | 新たな許可証の交付を伴わない銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく獵銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請の場合 | [略] | 銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく獵銃又は空気銃の所持の許 | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|----------|---------------|--|
| | | | <p>が同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額及び銃刀法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく許可の更新の申請を行う者が同時に銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額は、4,400円とする。</p> | | | | | <p>可の更新の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る手数料の額及び銃刀法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う者が同時に銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該銃刀法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る手数料の額は、4,400円とする。</p> |
| | | | | | <p>新たな許可証の交付を伴わない銃刀法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請の場合</p> | <p>同</p> | <p>6,800円</p> | <p>銃刀法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づくクロスボウの所</p> |

| | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | | | | | 持の許可の更新の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料の額及び銃刀法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う者が同時に銃刀法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該銃刀法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料の額は、4,400円とする。 |
| | [略] | | | | | | | | [略] |
| 44 射撃 練習資 格認定 申請手 数料 | [略] | | | | 44 猟銃 、空気 銃又は 空気拳 銃射撃 練習資 | | | | [略] |

| | | | | |
|---------------------------------|-----|--|-----------|---|
| | | 格認定 申請手 数料 | | |
| [略] | | [略] | | |
| 44の5 年少射 撃資格 講習手 数料 | [略] | 44の5 年少射 撃資格 講習手 数料 | [略] | |
| | | 44の6 クロス ボウ射 撃練習 資格認 定申請 手数料 | 1件に つき | 9,300円 銃刀法第9 条の16第1 項の規定に 基づく射撃 練習を行う 資格の認定 の申請を行 う者が同時 に他の同項 の規定に基 づく射撃練 習を行う資 格の認定の 申請を行う 場合におけ る当該他の 同項の規定 に基づく射 撃練習を行 う資格の認 定の申請に 係る手数料 の額は、5 ,600円とす る。 |
| [略] | | [略] | | |
| [略] | | [略] | | |

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第45号

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年宮崎県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （信号機に関する基準） 第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。 （1） 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項 | （信号機に関する基準） 第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。 （1） 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項 |

に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの
ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障がい者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

イ・ウ [略]
(2) [略]

に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの
ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障がい者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障がい者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）

イ・ウ [略]
(2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

